

# 注意・警戒情報

**「詐欺被害者支援対策金」が支給される！？**  
**財務省など公的機関をかたる電話にご注意を！！**

財務省の職員を名乗る人から、「過去に投資詐欺の被害にあわれた方に対して『詐欺被害者支援対策金』を支給することになったので、手続きしてほしい」と電話があった。

その後、ファクシミリで「申請用紙」が送られてきたので確認したところ、住所・氏名・被害銘柄・金額などを記載して、ファクシミリで仮申請を行えば、後日結果を連絡し、本申請の受付を行う、と書いてある。

確かに、昔、投資詐欺に遭ったことがあるが、本当だろうか！？



## アドバイス

- ◆ **公的機関を装い**、過去に詐欺被害に遭われた方に対して被害の回復を持ちかけ、結果的にさらにお金を騙し取る「公的機関装い型」「被害回復型」といわれる手口が発生しています。
- ◆ 財務省、財務局、金融庁では「詐欺被害者支援対策金」などの支給は行っていません。
- ◆ ファクシミリで送付される「申請用紙」に「詐欺被害者支援対策課」と記載されていることがありますが、財務省や財務局には**実在しない課名**です。
- ◆ 役所や社会保険事務所を装い「保険料や医療費を還付する」との電話をかけ、口座番号を聞き出したりATMに誘導したりしてお金を騙し取る「**還付金詐欺**」にも注意してください。
- ◆ **ニセの消費生活センター**に電話をかけさせて、悪質事業者を「信用できる事業者」と信じこませ、詐欺的な契約をさせる手口もあります。
- ◆ 「申請用紙」などに記載されている電話番号や、電話の相手から聞いた電話番号は、**ニセの電話番号**の可能性がありますので、うのみにせず、役所などに問い合わせるときには必ず**自分で番号を調べて**から電話をしましょう。
- ◆ 不審な電話がかかってきても、**個人情報は一切伝えず**電話を切り、最寄りの警察署や消費生活相談窓口にご相談しましょう。

**“ニセ者”にかたられ信じて また被害！！**

消費生活相談は・・・

ゼロ・ゴー・ナ・ゼロ 守ろうよ、みんなを！  
**消費者ホットライン ☎ 0570-064-370**

(身近な消費生活相談窓口につながります。)